

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第500号)

平成19年7月11日

横 情 審 答 申 第 500 号

平 成 19 年 7 月 11 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ

く諮問について（答申）

平成19年2月27日戸地振第1177号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第231号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」、「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金の精算報告について（戸地振第170号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」、「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第197号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」、「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の活動報告について（戸地振第179号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」、「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に住所を置く団体分」及び「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

(1) 横浜市長が次の各文書のうち、申請者の住所を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきである。

ア 「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第231号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

イ 「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金の精算報告について（戸地振第170号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

ウ 「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第197号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

エ 「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の活動報告について（戸地振第179号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

(2) 横浜市長が次の各文書を一部開示とした決定は妥当である。

ア 「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

イ 「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第231号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書1」という。）、「平成16年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金の精算報告について（戸地振第170号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書2」という。）、「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の補助金について（戸地振第197号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書3」という。）、「平成17年度公有スペース魅力アップ助成事業の活動報告について（戸地振第179号）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書4」という。）、「支出命令書（平成16年度）（支出命令番号7376-8）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書5」という。）及び「支出命令書（平成17年度）（支出命令番号6959-0）のうち、平戸町に住所を置く団体分」（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横

浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年1月19日付で行った一部開示決定のうち、申請者の住所（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

### 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立部分は、個人の住所であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。しかし、市名から町名までについては、本件請求が平戸町に住所を置く団体と特定していることから開示したものである。

### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、「平戸町町内会の住所の地番」を開示するとの決定を求める。
- (2) 本件処分の根拠規定とされる、条例第7条第2項第2号の解釈・適用を誤っている。「平戸町町内会」は団体であり、個人ではない。
- (3) 諮問庁が非開示とした事項は、「申請者欄などに記載された住所」である。この場合の「申請者」は「団体」であって、「個人」ではないので「団体」の住所が非開示となったことを確認しておきたい。なお、本件は補助金を申請し、受領した「団体」に関するものである。
- (4) 条例第7条第2項第2号は、諮問庁が指摘する通り「個人に関する情報」についての定めである。本件申立部分は、「団体」に関する情報であって「個人」に関する情報ではない。「団体」の住所とは、その「団体」の「主たる事務所の所在地」を表すものである。そうすると、非開示とする条文の適用の齟齬があり、非開示理由が存在しない処分である。本件処分が正しいのであれば、「団体」の住所が何故に個人情報になるのかの合理的説明が必要である。
- (5) 諮問庁には、本件のような程度の悪い非開示処分が多々ある。このことにより市民の迷惑は多大なものがある。本件のような程度の悪い非開示の存在は、わざわざ異議申立の煩瑣な手続を執られていない多数の違法な非開示の存在を窺わせる。以

上の事を指摘するとともに、諮問庁に対し一斉点検を勧告する必要性を申し添える。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

戸塚区では、「公有スペース魅力アップ助成事業」実施要綱を定め、平成16年度から平成18年度まで戸塚区内で行われる地域住民等による河川敷、道路及び公有地のうちの空閑地の清掃、除草、花の植栽等の事業等に関する市民活動を行う団体を対象に、助成金の交付を行っていた。

本件申立文書は、平成16年度及び平成17年度の公有スペース魅力アップ助成事業（以下「本件事業」という。）に係る補助金の交付、額の確定及び支出を決定した文書のうち、平戸町に住所を置く団体分という本件請求に該当した団体である平戸町町内会に係るものである。

文書1は、平成16年度の補助金の交付決定に係るものであり、起案表紙、助成金申請書、交付対象事業計画書等で構成されている。文書2は、精算報告に基づく平成16年度の補助金確定に係るものであり、起案表紙、交付対象事業報告書、交付対象事業収支計算書等で構成されている。文書3は、平成17年度の補助金の交付決定に係るものであり、起案表紙、助成事業申請書、交付対象事業計画書、役員名簿等で構成されている。文書4は、活動報告に基づく平成17年度の補助金確定に係るものであり、起案表紙、交付対象事業報告書、交付対象事業収支計算書等で構成されている。文書5は、平成16年度の補助金の支出命令書であり、支出登録票、助成金請求書等で構成されている。文書6は、平成17年度の補助金の支出命令書であり、支出登録票、助成金請求書等で構成されている。

本件申立部分は、文書1のうちの助成金申請書、文書2及び文書4のうちの交付対象事業報告書、文書3のうちの助成事業申請書並びに文書5及び文書6のうちの助成金請求書にそれぞれ記録された申請者の住所である。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、開示しないことができる情報から除くと規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は、個人の住所であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、非開示としたとしている。これに対し、申立人は、本件申立部分は団体の住所であって個人の住所ではないと主張しているため、以下検討する。

ウ 本件事業は助成対象を団体に限定していることから、本件申立部分には助成対象団体である平戸町町内会の所在地が記録されるものと考えられる。しかし、当審査会が本件申立部分を見分したところ、当該町内会の規約で定められた当該町内会の事務所の所在地ではなく、文書3のうちの役員名簿から当該町内会の代表者の住所が記録されていることが認められた。実施機関に確認したところ、所在地を定めていない団体も多いため、本件事業に係る書類を受け付ける際に、申請者の住所欄には団体の代表者の住所を記載するよう説明していたとのことであった。そうだとすると、本件申立部分は、個人に関する情報であると同時に団体に関する情報であると考えられるが、このような状況を考慮すれば、本件の場合には個人に関する情報と考えることが妥当である。したがって、本件申立部分は個人に関する情報であり、当該情報それ自体から特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当するものである。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

市民活動の推進に関する施策の基本的事項を規定している横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号。以下「推進条例」という。）では、市民活動を行うものは市から助成金の交付等を受けて事業を行うとき、及びその事業が終了したときは規則で定める書類を市長に提出することとされている。また、市民活動を行うもの及び市長は、規則で定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならないと規定しており、横浜市市民活動推進条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第119号）では、助成金の交付を申請する書類、事業の結果を記載した書類等を一定期間閲覧に供することとされていることから、これらの書類は閲覧期間中であっては公にされている情報であるといえる。

本件申立文書のうち、文書1のうちの助成金申請書、文書2及び文書4のうちの交付対象事業報告書、文書3のうちの助成事業申請書は、推進条例に基づく閲覧の対象文書であり、本件請求時には閲覧期間中のものであったと認められるため、これらの文書に記録された情報は法令等の規定により公にされている情報であると考えることが妥当である。したがって、文書1から文書4までの本件申立

部分は本号ただし書アに該当するものとして開示すべきである。

一方、文書 5 及び文書 6 のうちの助成金請求書は、推進条例に基づく閲覧の対象文書ではないことが認められる。また、当該町内会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市長の認可を受けた地縁による団体ではないため、代表者の住所が告示されているなどの事情は認められず、そのほかにも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている状況も認められないことから、文書 5 及び文書 6 の本件申立部分は本号ただし書アに該当しない。また、本件申立部分は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ なお、前記ウで述べたとおり、本件事業の対象を団体としていることから、本来、団体の所在地が記録されるべき本件申立部分に、個人の住所が記録されていることは適切ではない。また、推進条例に基づく閲覧対象文書については、一般に公にされる情報であることから、当該文書の内容について誤解を招くことのないよう、正確な情報が記載されるべきである。実施機関におかれては、今後、本件事業と同様の事業を実施する際には、様式等の体裁にも留意するなど、適切な事務手続がなされるよう要望する。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定のうち、文書 1 から文書 4 までの本件申立部分を非開示とした決定は妥当でなく、当該部分については開示すべきであるが、文書 5 及び文書 6 の本件申立部分を非開示とした決定は妥当である。

### (第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年2月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年2月28日 (第101回第二部会) 平成19年3月8日 (第103回第一部会) 平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・諮問の報告
平成19年3月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年3月27日 (第102回第二部会)	・審議
平成19年4月11日 (第103回第二部会)	・審議
平成19年4月25日 (第104回第二部会)	・審議
平成19年5月23日 (第105回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年6月13日 (第106回第二部会)	・審議